

京都市教育委員会告示第2号

平成24年1月13日京都市教育委員会告示第8号（個人演説会等の開催のために必要な施設の設備の程度等）の一部を次のように改めます。

平成26年4月1日

京都市教育委員会

「1 施設の設備の程度」の表元京都市立清水小学校の項の次に次の3項を加える。

元京都市 立貞教小 学校	体育館	722	蛍光灯 40w24個 水銀灯 300w18個 投光器 500w2個	蛍光灯 40w2個 20w1個	蛍光灯 40w4個 20w2個	蛍光灯 40w5個	卓子 1脚 いす 1脚	腰掛 100人分 卓子1脚 いす4脚	机1脚 いす4脚
元京都市 立月輪小 学校	講堂	432	蛍光灯 40w26個 投光器 500w2個	蛍光灯 40w8個	蛍光灯 20w16個	蛍光灯 20w3個	卓子 1脚 いす 1脚	腰掛 100人分 卓子1脚 いす4脚	机1脚 いす4脚
元京都市 立今熊野 小学校	体育館	504	蛍光灯 40w20個 水銀灯 300w18個 白銀灯 100w3個 投光器 500w2個	蛍光灯 40w2個	蛍光灯 40w2個 20w10個	蛍光灯 40w4個 20w2個	卓子 1脚 いす 1脚	腰掛 100人分 卓子1脚 いす4脚	机1脚 いす4脚

(総合教育センター学校統合推進室計画課)